

名古屋市告示第590号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和3年11月16日

名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	味鋤第138号線	名古屋市北区西味鋤三丁目 815番地先から	前	0.011	5.94 ～ 7.80	第 1 図 附
			名古屋市北区西味鋤三丁目 815番地先まで	後	0.011	5.94 ～ 5.99	
県道	A	松河戸西枇杷島線	名古屋市北区東味鋤二丁目 17番地先から	前	0.231	4.80 ～ 13.80	第 2 図 附
			名古屋市北区東味鋤三丁目 1116番地先まで	後	0.231	4.80 ～ 39.50	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

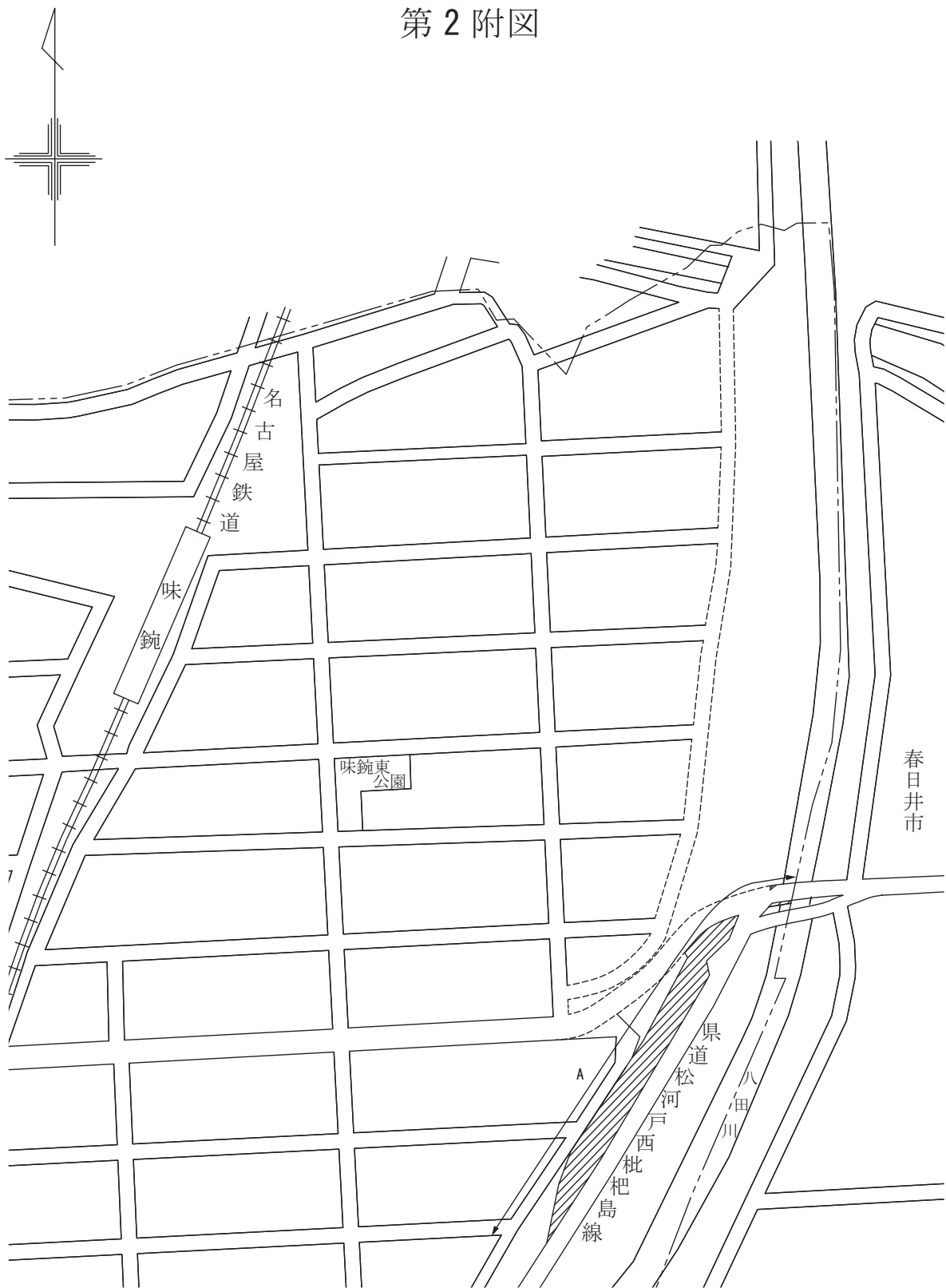
第 1 附図



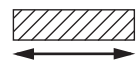
凡 例

 区域変更により廃道する部分

第 2 附図



凡 例

 区域変更により道路の区域とする部分